

妙高市の職場に就職される方を応援します！！

妙高市ふるさと就職支援基金のご案内

妙高市では、妙高市内の住所地から通勤可能な事業所に就職したかたを対象に、就職に必要なとなる物やサービスを受けるために必要な資金を貸付けします。制度利用のご相談は、お近くの金融機関又は市役所にお問い合わせください。

対象になるかた

新卒者又はU・Iターン者で、市内に住居票があり、卒業又は転入の日から1年以内に自宅から通勤可能な事業所（農業法人を含む）に就職しかた、もしくは家業を継いだかた。

貸付の対象となる資金

就職に伴い必要となる物またはサービスを得るための資金
例) 通勤用自動車、スーツ代、引っ越し費用、住宅費、資格取得費



貸付条件

貸付対象者	貸付額	貸付期間
新規学卒就職者（中退者含む）	100万円以内の額	5年以内
単身U・Iターン就職者（世帯員1名の場合）	150万円以内の額	
家族U・Iターン就職者（世帯員2名の場合）	250万円以内の額	



※全て利息付きです。

※金融機関の審査により、ご希望に添えない場合があります。

申請方法

- 採用決定（内定）の日から就職後6か月の間に、市役所へ申請書等を提出してください。
- 申請書類を受理・審査後、適格証を交付しますので、交付を受けてから3か月以内に取扱金融機関で借り入れの手続きを行ってください。
- 申請回数は1人につき1回限りとします。

必要となる書類

- ①ふるさと就職支援資金貸付適格証交付申請書
- ②採用決定証明書
- ③Uターン者で住民票の異動がない場合、妙高市から離れていたことを証明する書類（大学卒業証書など）
- ④資金の使い道が分かる書類（見積書、契約書、パンフレットなど）



取扱金融機関

新井信用金庫本店の妙高各支店、第四北越銀行市内各支店、八十二銀行新井支店
えちご上越農業協同組合の妙高市内各支店

お問い合わせ先

妙高市観光商工課 商工振興グループ 電話：0255-74-0019

